

## 枚方市と摂南大学との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と摂南大学（以下「乙」という。）は、健康・医療、農業振興及び食等の多様な分野で連携を図り、地域の発展に寄与するため、次のとおり包括協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な連携を図ることにより、地域課題の解決、地域の活性化および人材育成に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 健康・医療、農業振興及び食に係る事業の実施に関する事項
- (2) 教育及び調査研究に関する事項
- (3) 各種活動への教職員・学生の参画に関する事項
- (4) 健康・医療、農業振興及び食に係る人材の育成・交流に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、両者が協議して必要と認める事項

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からこの協定の改廃の申入れがないときは、この協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

### （先行する協定の取扱い）

第4条 この協定の締結をもって、平成24年7月18日に締結された「学校法人常翔学園 摂南大学と枚方市との連携協力に関する協定書」（以下、「先行協定」という。）は終了する。この協定は先行協定を内包するものとして、先行協定に基づき現在実施されている事業等の継続を担保する。

### （その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、協力事項の細目その他の事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

協定の証としてこの協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月25日

（甲）枚方市

市長 伏見 隆

（乙）摂南大学

学長 荻田 喜代一